

資料 2

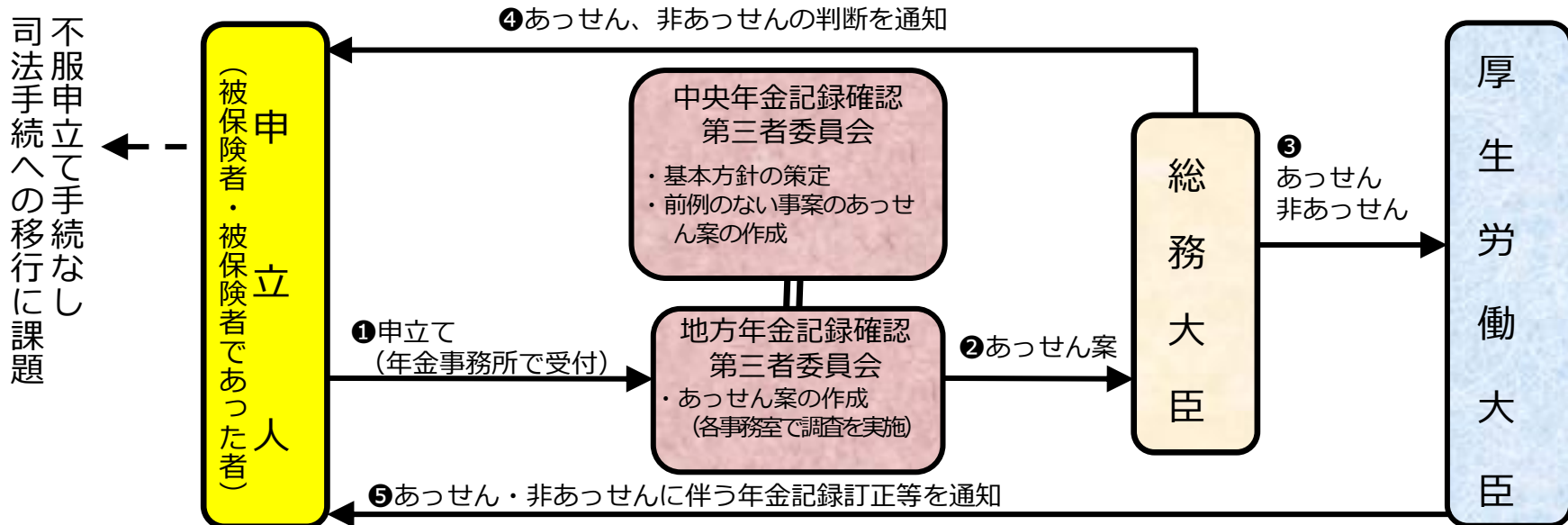
第1回総会（平成27年4月23日）

北海道地方年金記録訂正審議会

北海道地方年金記録訂正審議会 会について

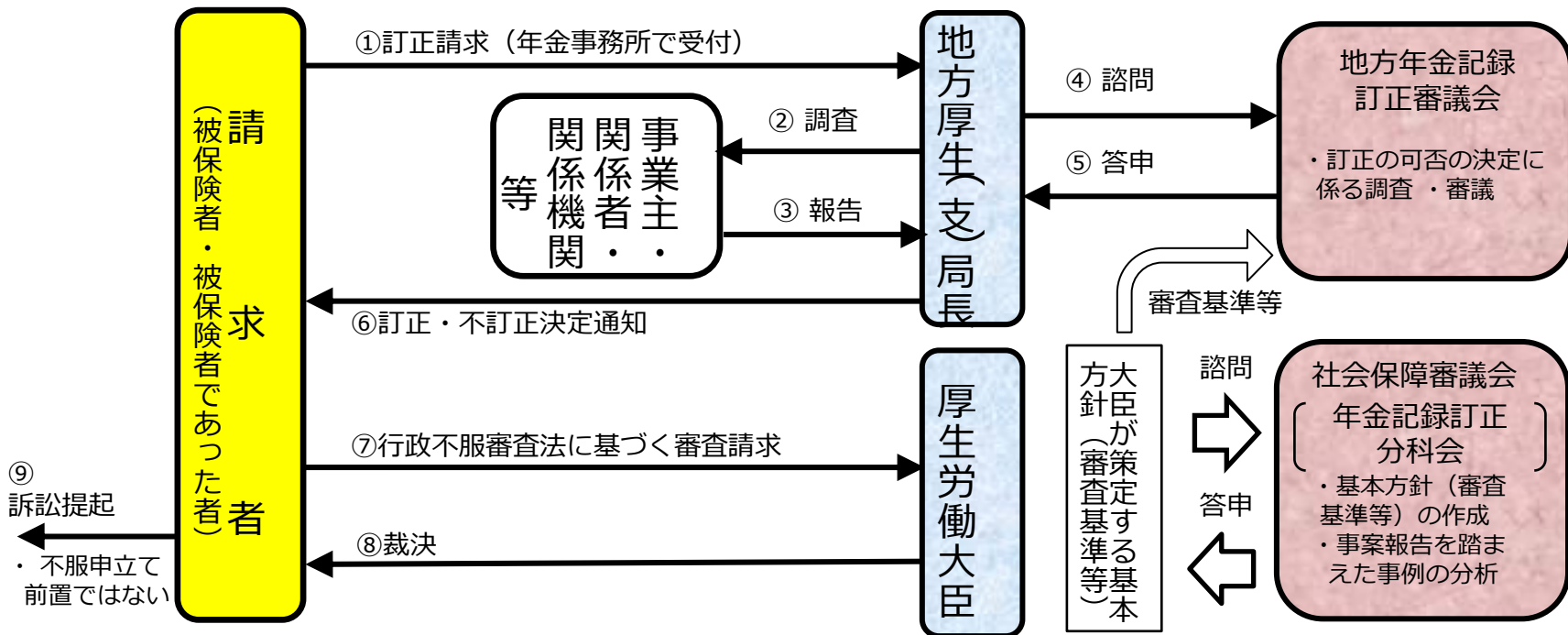
年金記録確認第三者委員会による手続と年金個人情報訂正請求の手続との比較

【年金記録確認第三者委員会による訂正】



【年金個人情報の訂正請求】

（裁判所へ 司法手続へ）



北海道地方年金記録訂正審議会

厚生年金保険法第28条の2および国民年金法第14条の2の規定により、被保険者等は記録の訂正を請求することができることとされています。

北海道において、この記録の訂正の可否について決定する場合には、厚生労働大臣より権限の委任を受けた北海道厚生局長は、あらかじめ北海道地方年金記録訂正審議会へ諮問しなければならないこととなっています。

地方年金記録訂正審議会については、厚生労働省組織令第153条の2に規定され、地方年金記録訂正審議会規則が、平成27年4月10日厚生労働省令第83号で制定されています。

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）－抄－

第153条の2 地方厚生局に地方年金記録訂正審議会を置く。

地方年金記録訂正審議会規則の概要

- 組織…委員30人以内。特別の事項を調査審議するため臨時委員を置くことができる。（第2条関係）
⇒**北海道地方年金記録訂正審議会は委員12名で立ち上げ。**
- 委員および臨時委員（以下「委員等」）の任命は、地方厚生局長。（第3条関係）
- 委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命。（第4条関係）
⇒**平成27年4月に立ち上げのため、今回の任期は、委員の半数が2年、残りの半数を1年としている。**
- 委員等は非常勤であり、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。（第4条関係）

- 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。（第5条関係）
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。（第5条関係）
- 会長は、会長代行、部会に属すべき委員等および部会長を指名する。（第5条、第6条関係）
- 部会長は、部会長代理を指名する。（第6条関係）

- 審議会または部会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。（第7条関係）
- 審議会または部会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは会長または部会長の決するところによる。（第7条関係）
- 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。（第7条関係）

- 審議会または部会は、必要があると認めるときは、地方厚生局に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、請求者、事業主その他関係者の意見を聴くことができる。（第8条関係）

- 議事の手続その他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。（第10条関係）
⇒**北海道地方年金記録訂正審議会運営規則（案）**

地方年金記録訂正審議会規則

○厚生労働省令第83号

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第153条の2第3項の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会規則を次のように定める。

平成27年4月10日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地方年金記録訂正審議会規則

（所掌事務）

第1条 地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の9第3項の規定により読み替えられた同法第28条の4第3項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第109条の9第3項の規定により読み替えられた同法第14条の4第3項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、学識経験のある者のうちから、地方厚生局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、1年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、第2条第2項の規定による特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員等は、非常勤とする。

5 委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の議事について準用する。

4 委員等は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（資料の提出等の要求）

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は国民年金法第14条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第28条の2第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により訂正の請求をした者、事業主その他の関係者の意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、部会について準用する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、地方厚生局年金審査課において処理する。

（雑則）

第10条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成27年4月10日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行に伴い新たに任命される委員のうち、地方厚生局長が任命の際に指名する者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、1年とする。

【参考】記録の訂正請求に係る国民年金法及び厚生年金保険法の規定

国民年金法（昭和34年法律第141号）－抄－	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）－抄－
（国民年金原簿） 第14条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。	（記録） 第28条 実施機関は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）、基礎年金番号（国民年金法第14条に規定する基礎年金番号をいう。）その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。
（訂正の請求） 第14条の2 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。	（訂正の請求） 第28条の2 第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者は、前条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（第一号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

国民年金法

- 2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けすることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であつた者
寡婦年金を受けることができる妻	死亡した夫
死亡一時金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であつた者

厚生年金保険法

- 2 前項の規定は、第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第37条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者	死亡した保険給付の受給権者
遺族厚生年金を受けることができる遺族	死亡した第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者

- 3 第1項の規定は、第78条の6第3項又は第78条の14第4項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を有する者（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者を除く。）について準用する。

国民年金法	厚生年金保険法
(訂正に関する方針) 第14条の3 厚生労働大臣は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求（次条において「訂正請求」という。）に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。	(訂正に関する方針) 第28条の3 厚生労働大臣は、前条第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による請求（次条において「訂正請求」という。）に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。
(訂正請求に対する措置) 第14条の4 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。 3 厚生労働大臣は、前2項の規定による決定しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。	(訂正請求に対する措置) 第28条の4 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。 3 厚生労働大臣は、前2項の規定による決定しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問なければならない。

国民年金法	厚生年金保険法
(地方厚生局長等への権限の委任) 第109条の9 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第109条の5第1項及び第2項並びに第10章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令（第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 3 第1項の規定により第14条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第3項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。	(地方厚生局長等への権限の委任) 第100条の9 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第100条の5第1項及び第2項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令（第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 3 第1項の規定により第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第3項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。